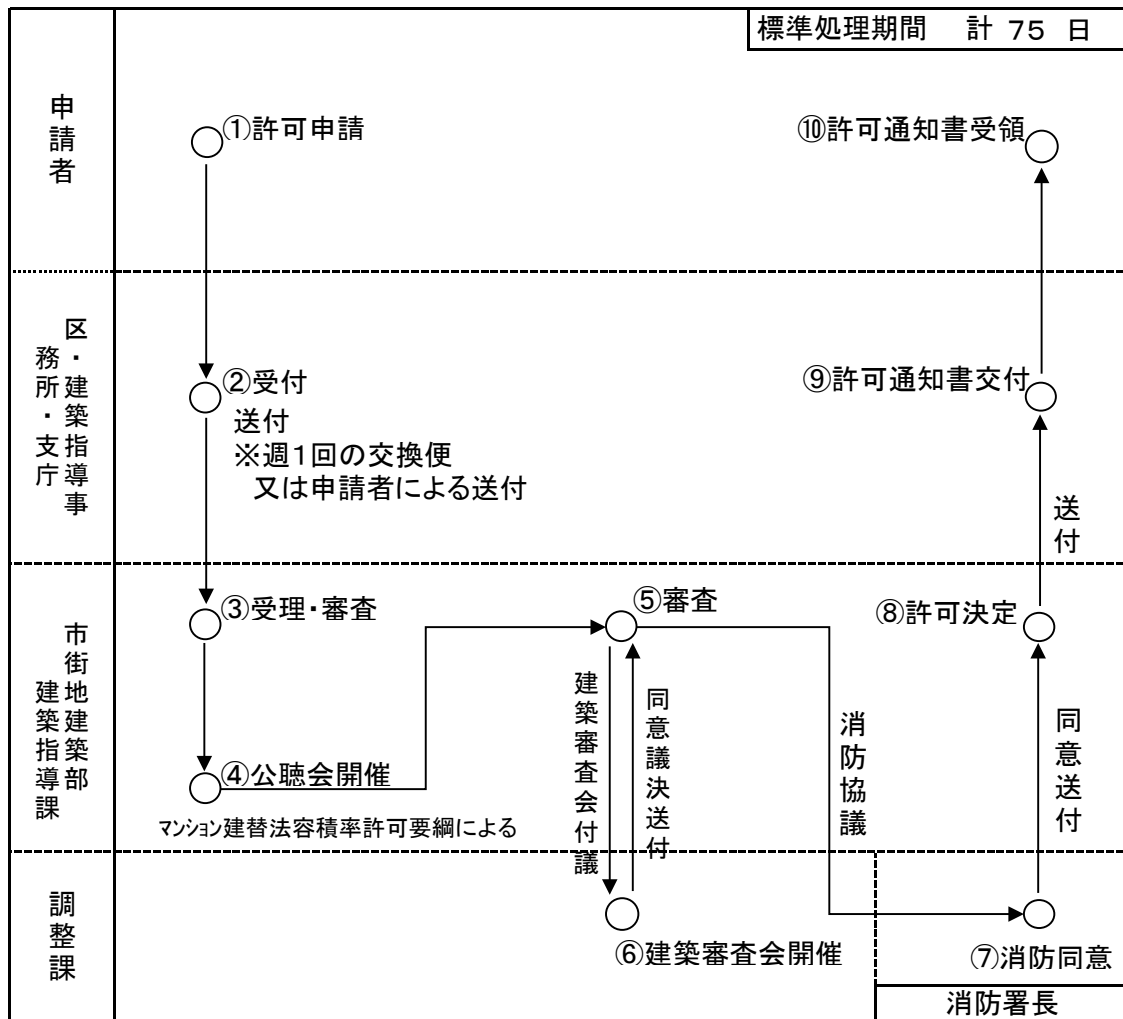


## 事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 マンションの建替え等の円滑化に関する法律により耐震性不足マンションを建て替える場合の容積率の許可

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課建築計画係 電話30-751

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(区、建築指導事務所、支庁)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適法なものは、手数料を徴収の上、受け付けます。
3	受理・審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行い、必要に応じて、関係者の意見を聴するための公聴会を開催します。
4	公聴会開催	利害関係者の意見を聴するための公聴会を開催し、述べられた意見を整理します。
5	審査	公聴会で述べられた意見を踏まえて、許可することが相当であるか審査を行い、建築審査会へ許可の同意を得るため付議します。
6	建築審査会開催	許可することが妥当であるか審査を行い、許可相当と認めたときは同意を与えます。
7	消防同意	建築計画につき、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
8	許可決定	建築審査会の同意及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行い、許可通知書を作成します。
9	許可通知書交付	許可通知書を申請人に対し、交付します。
10	許可通知書受理	